

ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約

■改定内容一覧

2024年4月1日改定

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
1	1	1	1	<p>第1条(会員)</p> <p>1.本会員とは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)のクレジットカード取引システムへの入会を申し込んだ個人のうち、年齢・年収等当社所定の基準(原則ダイナースクラブカードは27歳以上、TRUST CLUBカードは22歳以上)を満たし、かつ当社が入会を認めた方をいいます。なお、本会員は原則として日本国内に住居を有する者に限ります。本会員が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることがあります。</p>	<p>第1条(会員)</p> <p>1.本会員とは、三井住友トラストクラブ株式会社(以下「当社」という)のクレジットカードへの入会を申し込んだ個人のうち、年齢・年収等当社所定の基準を満たし、かつ当社が入会を認めた方をいいます。なお、本会員は原則として日本国内に住居を有する者に限ります。本会員が海外に転出した場合には、当社は会員資格の再審査をすることがあります。</p>
1	2	1	2	<p>2.家族会員とは、本会員がその者によるカードの利用を許諾し、かつ本会員が当社に対するカード利用代金の支払い、その他家族会員に関して発生するすべての債務を含めて一切の責任を引き受けることを承認した個人で、当社が入会を認めた方をいいます。</p>	<p>2.家族会員とは、本会員がその者によるカードの利用を許諾し、かつ本会員が当社に対するカード利用代金の支払い、その他家族会員に関して発生するすべての債務を含めて一切の責任を引き受けることを承認した個人で、当社が入会を認めた方をいいます。本会員は、自ら第2条に定める本規約等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって家族会員をして本規約等を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約等を遵守しなかったことにより当社に生じた一切の損害(弁護士費用を含み、直接損害に限られない。)について責任を負うものとします。</p>
3	3	3	3	<p>3.会員は、他人にカードが利用されることがないよう善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(1)カードが盗取されるまたは第三者に不正に利用されるおそれのある場所にカードを放置すること。</p> <p>(2)飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。</p> <p>(3)覚えのない相手等からの電子メールやSMS、およびソーシャルネットワークサービス等のソーシャルメディアを通じての返信や、アクセスしたことのないサイト等にカード情報等を能動的に入力すること。</p> <p>(4)理由のいかんを問わず、カードの管理を第三者(家族を含みます。以下同じ。)へ委ねること。</p>	<p>3.会員は、他人にカードが利用されることがないよう善良なる管理者の注意をもってカードを管理、使用するものとし、また、本会員にあっては、家族会員のカードについても他人に利用されることがないよう同様に管理するものとします。特に次のような行為はカード管理義務違反となりうることをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(1)カードが盗取されるまたは第三者に不正に利用されるおそれのある場所にカードを放置すること。</p> <p>(2)飲酒等により正常な判断が困難な状態においてカードを提示または利用すること。</p> <p>(3)覚えのない相手等からの電子メールやSMS、およびソーシャルネットワークサービス等のソーシャルメディアを通じての返信や、アクセスしたことのないサイト等にカード情報等を能動的に入力すること。</p> <p>(4)理由のいかんを問わず、カードの管理を第三者(家族を含みます。以下同じ。)へ委ねること。</p>
5	2	5	2	<p>2.会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとします。当社に責のある場合を除き、本会員は、登録された暗証番号が会員本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>2.会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもってこれを管理、使用するものとします。当社に責のある場合を除き、本会員は、登録された暗証番号が会員本人はもとより第三者によって使用されたカード利用に関して生じた一切の債務、損害等について支払いの責を負うものとします。</p>
14	1	14	1	<p>第14条(重要な地位を占める者)</p> <p>1.会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。</p> <p>(1)外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。</p> <p>(2)前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母および子をいう)。</p> <p>(3)法人であって、(1)または(2)に掲げる者が実質的支配者であるもの。</p>	<p>第14条(重要な地位を占める者)</p> <p>1.会員等は、現在次の各号のいずれかに該当する場合、または過去に該当していた場合には、次の各号のいずれかに該当するかの別、該当する外国名と官職、現職か否かについて当社へ申告するものとします。</p> <p>(1)外国の元首、閣僚、大使もしくは公使など外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律上重要な地位を占める者。</p> <p>(2)前号に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子および兄弟姉妹、ならびに配偶者の父母および子をいう)。</p> <p>(3)法人であって、(1)または(2)に掲げる者が実質的支配者であるもの。</p>

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
18	1	18	1	<p>第18条(期限の利益の喪失)</p> <p>1.本会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1)支払日に約定請求債務(ただし、次号に定めるものを除きます)の支払いを1回でも遅滞した場合。</p> <p>(2)支払日に、支払期日の到来したリボルビング払いの弁済金、分割払い・二回払いおよびボーナス一括払いの支払分の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。</p> <p>(3)自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。</p> <p>(4)差押、仮差押もしくは仮処分の申立または滞納処分もしくは保全差押を受けた場合。</p> <p>(5)破産手続、民事再生手続、特別清算もしくは会社更生手続の開始またはこれらに類する法的倒産手続の申立を受けた場合または自らこれらの申立をした場合。</p> <p>(6)会員の責に帰すべき事由によって、当社にとって会員の所在が不明となった場合。</p>	<p>第18条(期限の利益の喪失)</p> <p>1.本会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、当然に本規約等に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1)支払日に約定請求債務(ただし、次号に定めるものを除きます)の支払いを1回でも遅滞した場合。</p> <p>(2)支払日に、支払期日の到来したリボルビング払いの弁済金、分割払い・二回払いおよびボーナス一括払いの支払分の支払いを遅滞し、当社から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかった場合。</p> <p>(3)自ら振出した手形、小切手が不渡りになった場合または一般の支払いを停止した場合。</p> <p>(4)差押、仮差押もしくは仮処分の申立または滞納処分もしくは保全差押を受けた場合。</p> <p>(5)債務整理のための、和解、調停または裁判外紛争解決手続きの申立があった場合。</p> <p>(6)債務整理につき、弁護士、弁護士法人、司法書士、司法書士法人その他の者への委任がなされた旨の通知を受けた場合。</p> <p>(7)破産手続、民事再生手続、特別清算もしくは会社更生手続の開始またはこれらに類する法的倒産手続の申立を受けた場合または自らこれらの申立をした場合。</p> <p>(8)会員の責に帰すべき事由によって、当社にとって会員の所在が不明となった場合。</p>
26	-	26	-	<p>第26条(規約の改定)</p> <p>当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができます。なお、本規約等と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。また、日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。</p>	<p>第26条(規約の改定)</p> <p>当社は、社会情勢・経済状況の変動もしくは法令の改廃に対応するため、または当社の業務もしくはシステムを変更するため、その他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、あらかじめ、本規約を変更する旨、変更内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト公表する方法その他の相当な方法によって会員に周知することにより、本規約を変更することができます。なお、本規約と相違する特約または規定がある場合には、当該特約または規定が優先されるものとします。また、日本語の表現と英語の表現の両方がある場合には、日本語を優先させるものとします。</p>
32	1	32	1	<p>第32条(支払停止の抗弁)</p> <p>1.会員は、リボルビング払い、二回払い、分割払い、ボーナス一括払いの場合で次の事由が存する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1)商品、権利の引き渡しまたは役務の提供がなされない場合。</p> <p>(2)商品の破損、汚損、故障、その他の瑕疵(欠陥)がある場合。</p> <p>(3)その他商品、権利の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている抗弁事由がある場合。</p>	<p>第32条(支払停止の抗弁)</p> <p>1.会員は、リボルビング払い、二回払い、分割払い、ボーナス一括払いの場合で次の事由が存する場合は、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品、権利、役務について、支払いを停止することができるものとします。</p> <p>(1)商品、権利の引き渡しまたは役務の提供がなされない場合。</p> <p>(2)引き渡された商品、移転された権利または提供された役務が、その種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない場合。</p> <p>(3)その他商品、権利の販売や役務の提供について、加盟店に対して生じている抗弁事由がある場合。</p>

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
1	1	1	1	<p>第1条(個人情報の収集、保有、利用、提供)</p> <p>1.会員および入会申込者(以下総称して「会員等」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供および口座振替等の事務処理等のため、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」という)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。</p> <p>(1)会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、住居状況等の事項、会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。</p> <p>(2)入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。</p> <p>(3)会員のカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報。</p> <p>(4)当社が<u>収集した</u>会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。</p> <p>(5)会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という)および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。</p> <p>(6)当社が、会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。</p> <p>(7)インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報。</p> <p>(8)当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。</p>	<p>第1条(個人情報の収集、保有、利用、提供)</p> <p>1.会員および入会申込者(以下総称して「会員等」という)は、当社が与信判断、与信後の管理、付帯サービス提供および口座振替等の事務処理等のため、次の各号に定める会員等の情報(以下「個人情報」という)を必要な保護措置を講じたうえで収集、保有、利用、提供することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、会員へのカード利用代金の支払等の案内(支払遅延時の請求を含む)をすることおよび連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。</p> <p>(1)会員等が入会申込時に届け出た氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先、勤務先電話番号、職業、取引の目的、運転免許証等の記号番号、資産、収入、負債、住居状況等の事項、在留資格に関する情報、会員等が提出する書類等により届け出た事項、本規約に基づき会員等が当社に届け出た事項および電話等により問い合わせし当社が知り得た事項。</p> <p>(2)入会申込日、契約日、利用可能枠等、当社と会員等との間の契約に関する事項。</p> <p>(3)会員の利用に関する申込日、契約日、加盟店名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等、会員のカードの利用状況、支払状況、与信管理に関する情報(クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含む)。</p> <p>(4)当社が第2条に定める個人信用情報機関から提供を受けた会員等のクレジット利用履歴および支払履歴。</p> <p>(5)会員等が当社に提出した犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という)および当社が定める本人確認業務に基づく本人確認書類およびそれら書類の記載事項。</p> <p>(6)当社が、会員等または公的機関から、適法または適正な方法により収集した公的機関が発行する書類の記載事項。</p> <p>(7)当社または支払口座のある金融機関等での取引時確認状況。</p> <p>(8)前各号に掲げる事項のほか、当社ウェブサイト利用による情報、インターネット、官報、職員録等不特定多数の者に対して公開されている情報、その他当社が適正な手段で取得した情報(個人関連情報を含む)。</p>
5	-	5	-	<p>第5条(契約不成立時の個人情報の利用・提供)</p> <p>当社と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条および第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず一定期間利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しないものとします。</p>	<p>第5条(契約不成立時または契約終了した場合における個人情報の利用・提供)</p> <p>当社と会員等との間の契約が不成立になった場合であっても、当社は、会員等が当社へ入会の申し込みをした事実を、第1条および第2条第2項に基づき、契約不成立の理由の如何を問わず利用、提供しますが、それ以外には利用、提供しないものとします。また、契約が終了した場合であっても、その終了の理由の如何を問わず、個人情報を同様に利用、提供します。</p>
-	-	-	-	<p>■当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先 (お客様相談室) 〒104-6035 東京都中央区晴海 1-8-10 トリトンスクエア X 棟 電話番号 03-6770-2820 上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。</p> <p>◆ダイナースクラブ 電話番号 0120-074-024</p> <p>◆TRUST CLUBカード 電話番号 0120-003-081</p> <p>※お手元にカード番号と暗証番号をご用意ください。</p>	<p>■当社および共同利用会社への開示請求、個人情報の利用に関する中止の申し出先 (お客様相談室) 〒104-6035 東京都中央区晴海 1-8-10 トリトンスクエア X 棟 電話番号 03-6852-0935 上記電話番号がつながりにくい場合は、コールセンターで承ります。</p> <p>◆ダイナースクラブ 電話番号 0120-074-024</p> <p>◆TRUST CLUBカード 電話番号 0120-003-081</p> <p>※お手元にカード番号と暗証番号をご用意ください。</p>

LC-3099-202404